

平成30年度
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
空白地域解消推進協議会

外国人児童生徒等教育の現状と課題

文部科学省初等中等教育局国際教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)

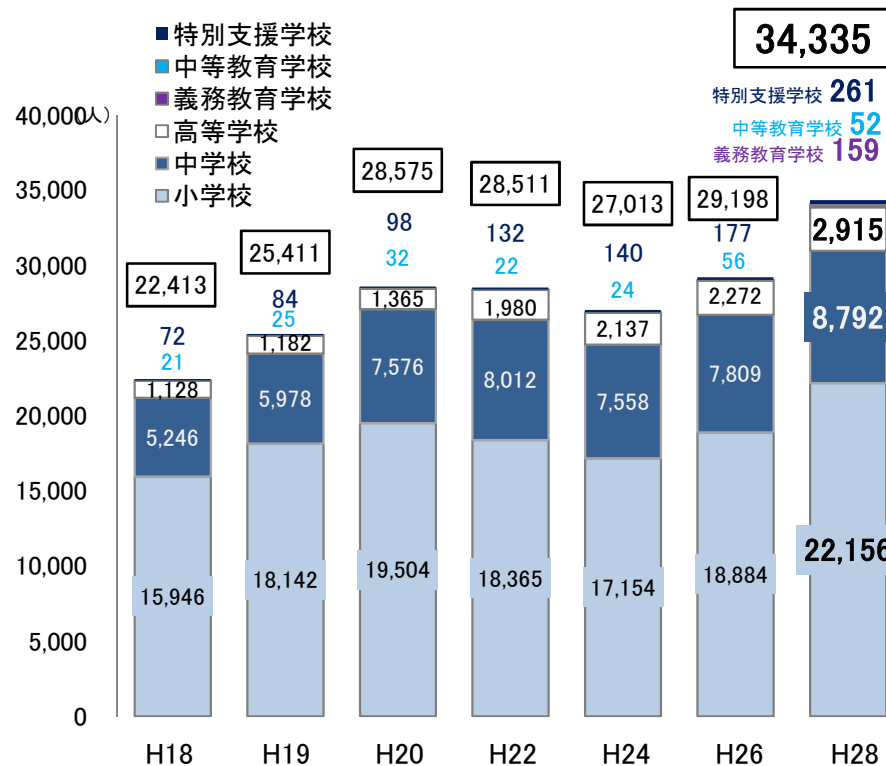


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

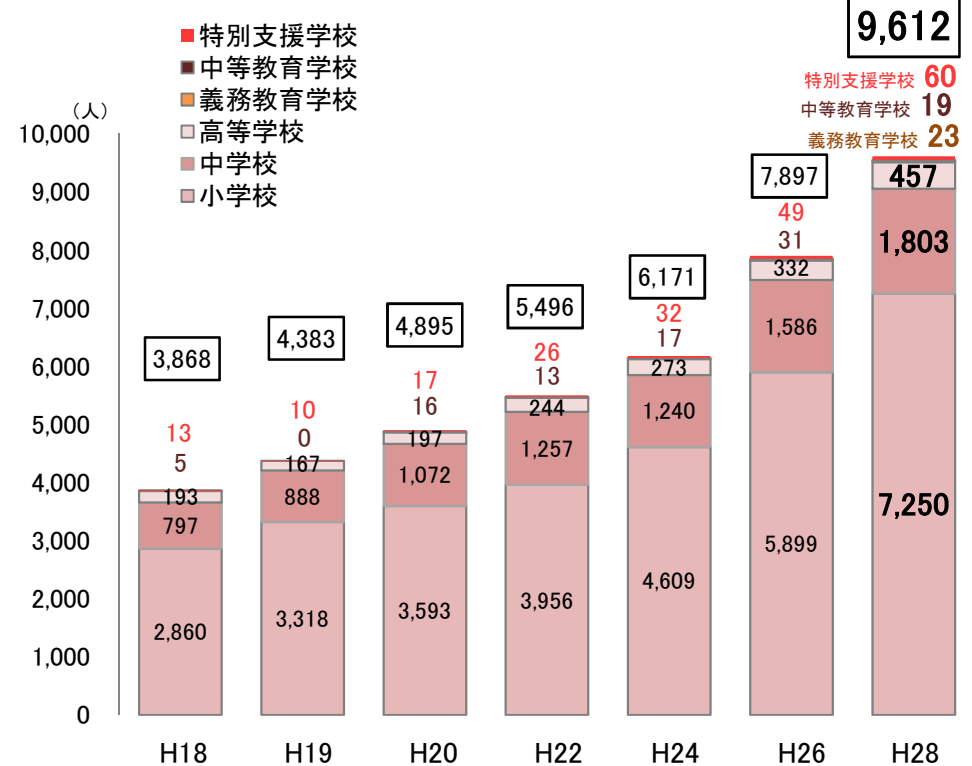
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、
 在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、
 外国籍の者(※)で**34,335人(17.6%増)**であり、前回調査より5,137人増加し、
 日本国籍の者は**9,612人(21.7%増)**であり、前回調査より1,715人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は80,119人(9.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**42.8%**となっている。

■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

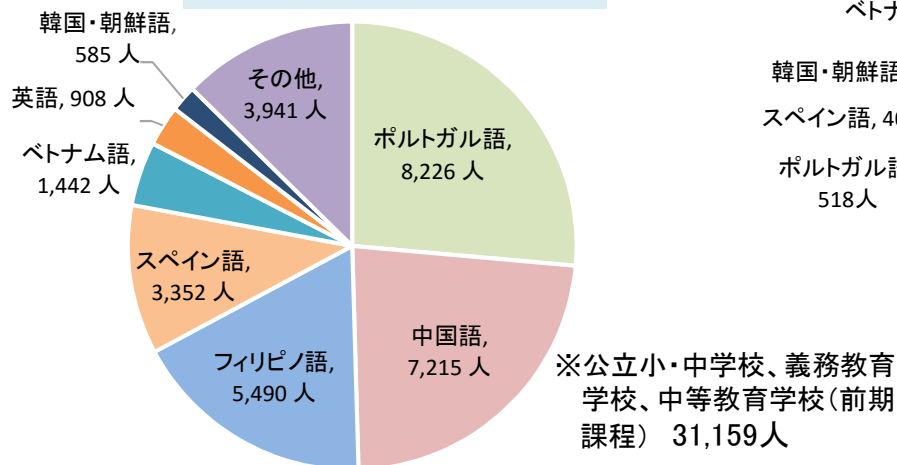
(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

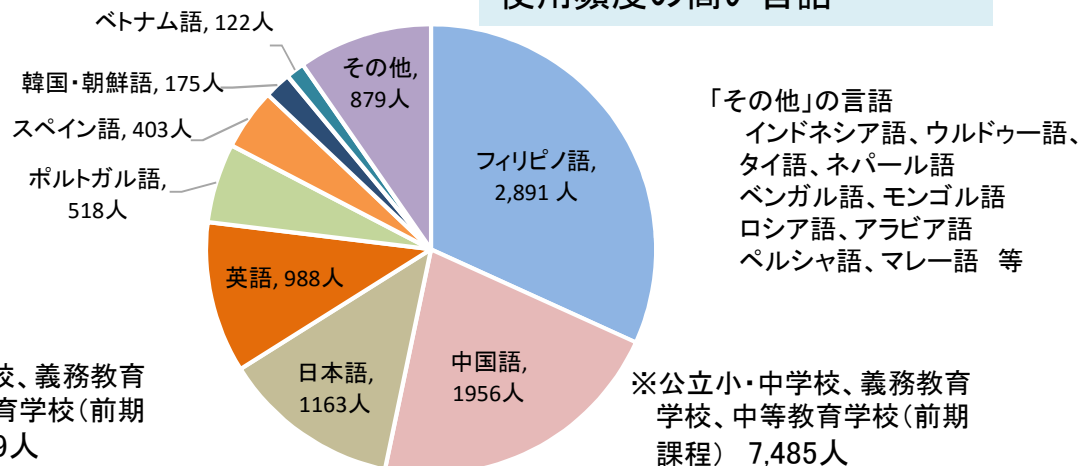
① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

※H28調査結果より

外国籍児童生徒の母語



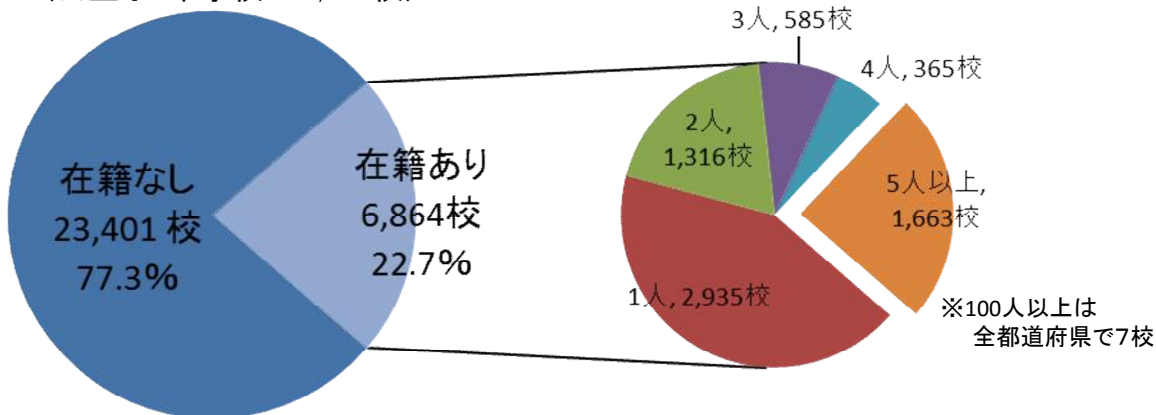
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

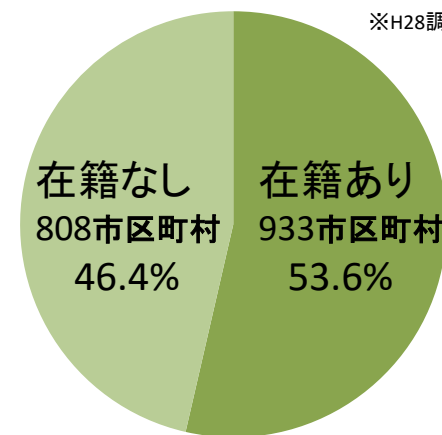
公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 30,265校) ※H26調査結果より



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

※H28調査結果より



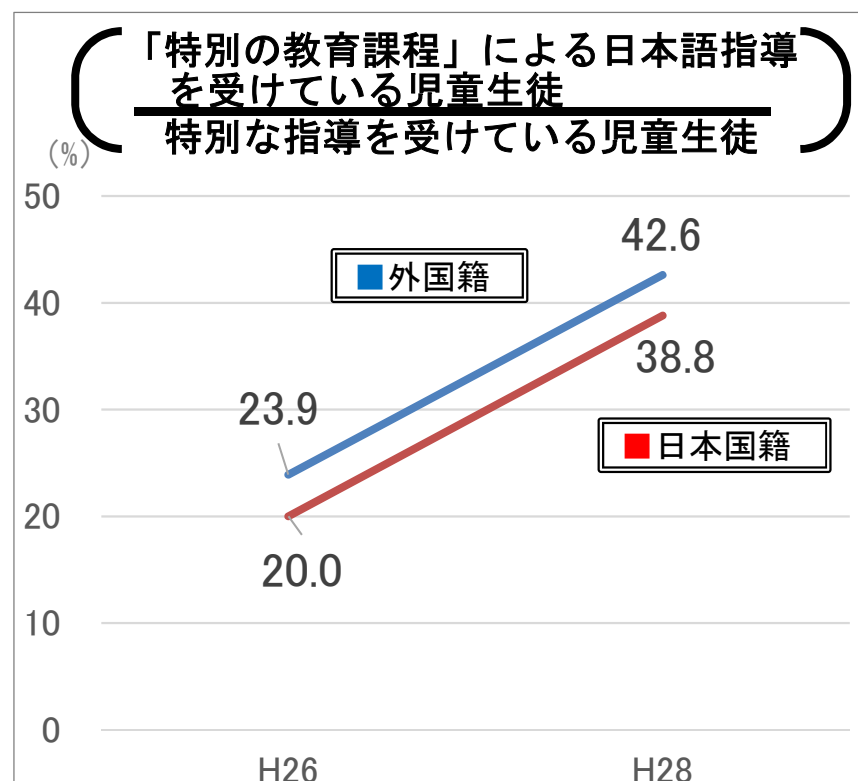
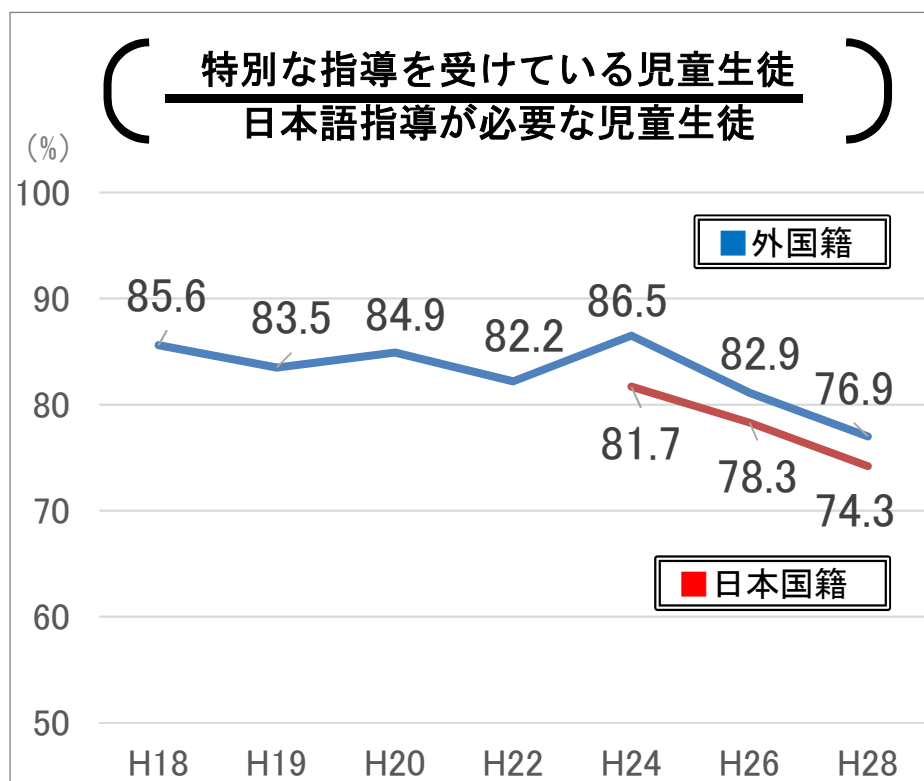
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果より

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で76.9%（6%減）、日本国籍の者で74.3%（4%減）となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(*)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6%（18.7%増）、38.8%（18.8%増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成30年度予算額:210,782千円(平成29年度予算額248,373千円)

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向(10年間で1.7倍)が続いており、支援・指導体制の構築は、集住地域・散在地域を問わず、より多くの学校で整備できることが求められる。
- 小中学校では指導体制の整備が進みつつあるものの、今後は、それらの取組のモデル化とともに、特に、小学校入学後の円滑な学校生活に向けた就学前の幼児・保護者への支援と、企業等と連携したキャリア教育の充実等が課題。

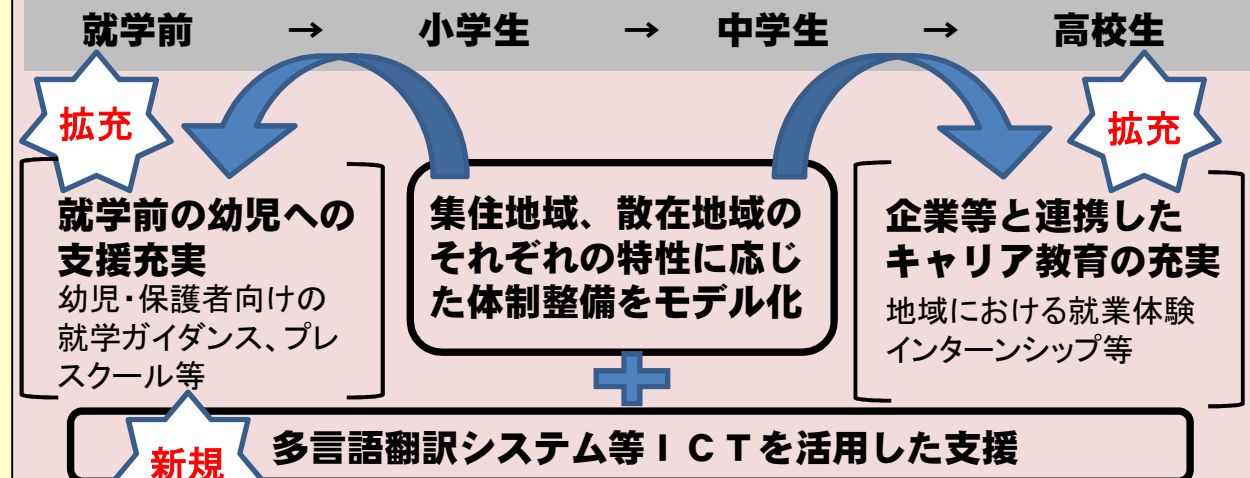
◆公立学校における 帰国・外国人児童生徒に 対するきめ細かな支援事業

167,582千円(196,393千円)
補助対象 : 64 都道府県・指定都市・中核市
補助率 : 1/3

◆定住外国人の 子供の就学促進事業

43,200千円(51,980千円)
補助対象 : 18都道府県・市区町村等
補助率 : 1/3

【校内の支援・指導体制の構築】



【校外での就学支援の推進】 (自治体、NPO等が実施するもの)

- 学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 日本語指導、教科指導、母語指導等
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

■ 取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、日本語指導が必要な児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

多言語翻訳アプリについて

多言語音声翻訳アプリ **VoiceTra**®
 <ボイストラ> **無料アプリ**

**話した内容を外国語に翻訳！
 世界31言語に対応！**

他のサイズはありますか。
 ショッピングで
 次の列車は何時ですか。
 駅で
 穴子ください。
 寿司屋で

旅行会話に最適！

チェックインは何時ですか。
 ホテルで
 少し熱があります。
 病院で

さあ、『VoiceTra』で世界中の人と話しましょう！

『VoiceTra』(ボイストラ)は、話しかけると外国語に翻訳してくれる音声翻訳アプリです。
 見やすい画面で操作も簡単、翻訳結果が正しいのかも確認できます。

本アプリケーションは、情報通信研究機構(NICT)の研究成果である音声認識、翻訳、音声合成技術を活用しています。

App Store Google Play @VoiceTra.Support <http://voicetra.nict.go.jp/>

- ・「Google Play」、「Google Play」ロゴ、「Android」は、Google Inc. の商標または登録商標です。
- ・「Apple」、「Apple」ロゴは、米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。「AppStore」は、Apple Inc. のサービスマークです。
- ・iOS 商標は、米国 Cisco Systems, Inc. のライセンスに基づき使用されています。
- ・「Facebook」、「f」ロゴは、Facebook, Inc. の商標または登録商標です。
- ・「VoiceTra」は、NICT の登録商標です。
- ・その他の製品名等は、各社の商標または登録商標です。

VoiceTra **ASTREC NICT**

音声翻訳アプリ『VoiceTra』は、話しかけたことを翻訳します。
 ダウンロード・ご利用も、個人利用はすべて無料*です。

*組織でのご利用は、一定の条件下で可能です。詳しくは、VoiceTra サポートページの「ご利用にあたって」をご確認ください。
 本アプリケーションのご利用にはインターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料はご利用者様負担となります。
 海外でローミング中にご使用の場合、通信料が高額になる場合があります。ご注意ください。

使い方がわかりやすい
 シンプルな画面なので操作も簡単です。
 ガイドも表示されていて、すぐに使い方がわかります。

翻訳結果が正しいかがわかる
 「翻訳結果」を、もう一度自分の言語に翻訳しなおした「逆翻訳結果」が表示されます。「入力した文」と見比べると、意図が正しく伝わっているか確認できて安心です。

翻訳できる言語 (31言語)

翻訳できる言語は 31 言語です。(中国語、ポルトガル語の方言を含みます。)

音声で入力できる (22言語対応)		音声が出される (16言語対応)		今後対応予定
日本語	スペイン語	台湾華語	ポーランド語	
英語	ミャンマー語	デンマーク語	ポルトガル語	
中国語	アラビア語	ドイツ語	ポルトガル語 (ブラジル)	
韓国語	イタリア語	トルコ語	マレー語	
タイ語	ウルドゥ語	ネパール語	モンゴル語	
フランス語	オランダ語	ハンガリー語	ラオ語	
インドネシア語	クメール語	ヒンディー語	ロシア語	
ベトナム語	シンハラ語	フィリピン語		

試用版の音声入力および出力には★マーク(※)がついています。

試用版は、NICTと共同研究を行っている海外の研究機関が開発し、サーバーを運用しているものです。共同研究の実証実験を目的とした運用のため、通信環境やサーバーのメンテナンスの状況によっては、処理に時間がかかったり、長時間サービスが停止したりすることがあります。

アプリの入手方法

App Store もしくは Google play で「VoiceTra」または「ボイストラ」と検索してください。なお、ダウンロードおよびインストールには、App Store では AppleID が、Google Play では Google アカウントがそれぞれ必要です。

対応OS

iOS 8.0 以降、Android 4.1 以降。
 上記を満たす全ての端末で動作を保証するものではありません。

VoiceTraサポートページ

<http://voicetra.nict.go.jp/>

VoiceTra Facebookページ

<https://www.facebook.com/VoiceTra.Support/>

お問い合わせ先

・アプリの使い方について
 VoiceTra サポートチーム：
voicetra-support@khn.nict.go.jp

・音声翻訳技術のライセンスについて

ASTREC 企画書：
ict@khn.nict.go.jp

〒619-0289 京都府相楽郡精華町光台 3-5
 国立研究開発法人情報通信研究機構
 先進的音声翻訳研究開発推進センター (ASTREC)



- ・VoiceTra は、音声翻訳技術の性能評価等の実証実験のために公開されています。そのため、VoiceTra の提供期間は限定されず、予告なく提供が終了する場合があります。
- ・VoiceTra に入力された音声や翻訳結果などのデータは音声翻訳技術の改良の目的のために利用します。
- ・VoiceTra で使用している音声翻訳技術の商用利用についてのご相談等は、ライセンス問合せ先までご連絡下さい。
- ・このパンフレットの内容は 2017 年 7 月 11 日現在のものです。最新情報は VoiceTra サポートページをご覧ください。

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業

平成30年度予算額:12,342千円（平成29年度予算額11,205千円）

日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。

(参考)

日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするために、日本語指導等特別の指導(放課後の教科の補習等)ができていない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導(「特別の教育課程」による日本語指導)ができていない学校が2202校ある。(日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校(外国籍)・3611校(日本籍))

大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する体系的なモデルプログラムを開発・普及

H29	<ul style="list-style-type: none">○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施(対象:教員養成系大学等607校、全国の教育委員会等)○上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討○モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定
H30	<ul style="list-style-type: none">○モデルプログラムの試行(大学、教育委員会、学校、NPO等^(20機関程度))における養成・研修において実施)○モデルプログラムの成果の分析、評価の実施○モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集
H31	<ul style="list-style-type: none">○モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成○モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催○日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

平成30年度予算額:4,824千円（新規）

現状の課題と対応

日本語指導が必要な外国籍又は日本籍の児童生徒等については、集住化する傾向と散在化する傾向が同時に進行しており、特に散在地域では、指導・支援体制の構築に向けたリソースを得ることが困難な状況にある。

そのため、こうした児童生徒等への指導・支援体制構築のため、

- ①先進地域での実践を集約・普及するポータルサイトの抜本的強化、母語での支援が得られにくい場合に学校現場で活用できる多言語翻訳システム等ICTを活用した教育支援の活用事例の発信、
- ②こうした児童生徒等の受入れのための自治体・学校向けの手引きの改訂を行う。

①ポータルサイトの抜本的強化

- ◆ 次の内容をはじめ、学校現場から日々の指導・支援に役立つ情報を提供する。
 - 日本語指導の場面を撮影した動画の登録・検索
 - 日本語能力に応じた各学年・各教科プリント教材の登録・検索 等
- ◆ 学校現場で児童生徒や保護者への支援等で活用できる多言語翻訳システム等のICTを活用した教育支援の活用事例を発信する。



②自治体・学校向けの手引きの改訂

- ◆ 平成23年度に作成した「外国人児童生徒受入れの手引き」を改訂する。
 - 【主な改訂点】
 - ・通常の学級以外などでの「特別な教育課程」による日本語指導の実施方法
 - ・日本語指導の教員定数の基礎定数化を踏まえた指導・支援体制のモデル例
 - ・支援リソース(オンライン教材、支援団体等との連携等)の活用方策 等

【現行手引きの構成】

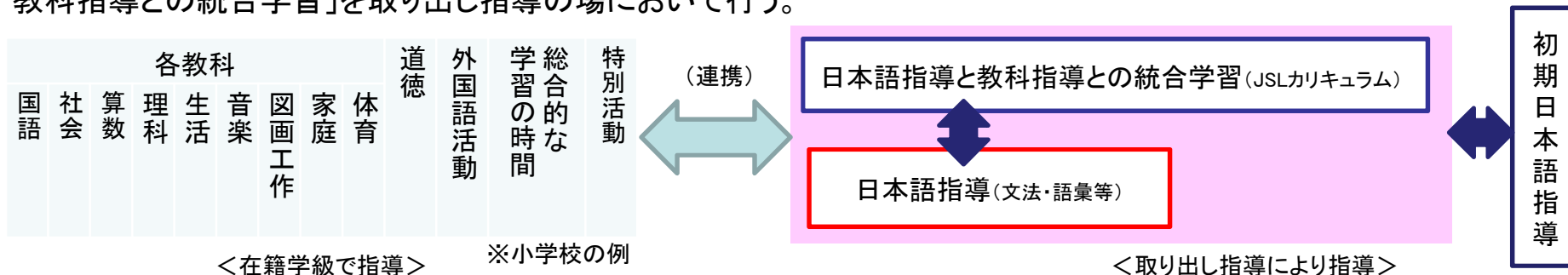
- 学校管理職の役割
- 日本語指導担当教員の役割
- 在籍学級担任の役割
- 都道府県教育委員会の役割
- 市町村教育委員会の役割



日本語指導と教科指導との統合 (JSLカリキュラム)

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム

子供たちの興味関心に沿ってトピックを設定
体験→探求→発信

- 「気候」・・・子供の実態と結びつける支援を行う。
- 母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
- 目標: 母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。
気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。
気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参加できる力を育む
各教科の学習課程を重視

- 面積の求め方 (平行四辺形)・・・日本語の理解や表現を促す支援を行う。
- 日本語の目標: 平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
- 活動の流れ ①課題を理解する。
②求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
④自分が考えた方法以外について知る。

Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language



DLAのねらい

主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。

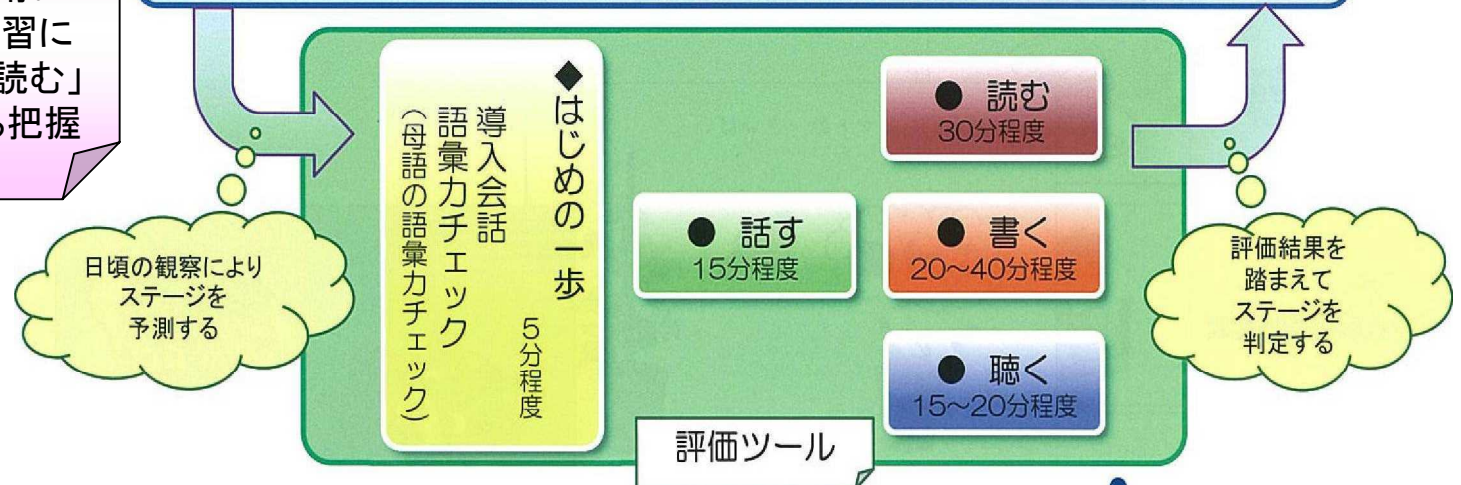
子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。

JSL評価参照枠

日本語能力の発達段階を6つのステージに分けて、総合的・多面的に記述したもの。在籍学級参加との関係で支援の段階を示している。



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

DLA

検索

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対するその他の支援施策について

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

従来、外国人児童生徒等教育を担当するための教員を加配定数により予算の範囲内で措置してきたが、法律を改正し、特別の教育課程により日本語指導を行う児童生徒18人に対し1人の割合で教員定数を確実に措置できるよう、平成29年度から10年間で段階的に基礎定数化を図ることとした。

また、基礎定数化後においても、散在地域に対応するため、現在の1割程度の加配定数を引き続き措置することとしている。



○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(年1回、4日間、標準定員100名)

○外国人児童生徒教育研修マニュアルの作成・配布

教育委員会が外国人児童生徒教育に関する研修会を計画する際の参考となる情報をまとめたマニュアルを作成し、教育委員会等に配布。

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。

教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもへの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。

文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

